

# 稲沢市歩道橋長寿命化修繕計画 (改訂版)

令和 4年11月 改訂

稲沢市建設部用地管理課

# 目 次

1. 計画の背景と目的 .....	1
2. 計画対象歩道橋.....	1
3. 健全性の把握 .....	2
4. 計画全体の方針.....	2
5. 優先順位の考え方 .....	3
6. 年次計画 .....	3

# 1. 計画の背景と目的

---

## (1) 背景

---

稲沢市の歩道橋は高度経済成長期に整備されており、老朽化等の進行により、今後修繕・更新等に関する費用が集中的に必要となることが予測されている。また、人口減少等の進展に伴い、財政状況が厳しくなることも予測されており、歩道橋を適切に維持管理してためには、修繕・更新等に係るトータルコストを縮減し、予算の平準化を図る効率的かつ計画的な維持管理が必要である。

## (2) 目的

---

本計画は、点検・診断等の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に着実かつ効率的・効果的に実施し、また、歩道橋の状態や対策履歴等の情報の記録、次期点検・診断等への活用を図る「メンテナンスサイクル」を構築することで、本市の歩道橋の安全性・信頼性を確保することを目的とする。

## (3) 計画の位置づけ

---

本計画は、国による「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）及び「稲沢市公共施設等総合管理計画」（令和4年3月改訂）等の方針に基づき、歩道橋を効率的かつ計画的に維持管理するための個別施設計画に位置づけられる。

## (4) 計画期間

---

計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とする。

ただし、年次計画については、毎年度実施されている定期点検による結果を踏まえて、必要に応じて修正するものとする。

# 2. 計画対象歩道橋

---

本計画の対象歩道橋は、本市が保有する以下の歩道橋（2橋）とする。

表 1 計画対象歩道橋の内訳

計画対象歩道橋 2橋
井之口歩道橋
長束歩道橋

### 3. 健全性の把握

歩道橋の安全性・信頼性を確保するためには、定期的な点検・診断により橋梁の状態を的確に把握して、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に実施していくことが重要である。本市の所有する歩道橋について、直近の定期点検結果に基づき、健全性の判定区分を整理すると以下のとおりである。

表 2 健全性の判定区分の内訳

区分		状態	歩道橋
I	健全	歩道橋の機能に支障が生じていない状態	該当なし
II	予防保全段階	歩道橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	井之口歩道橋
III	早期措置段階	歩道橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	長束歩道橋
IV	緊急措置段階	歩道橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態	該当なし

※判定区分Ⅲの歩道橋（長束歩道橋）は、令和4年度までに補修を行う。

### 4. 計画全体の方針

#### (1) 老朽化対策における基本方針

中長期的な修繕・更新等に係るトータルコストを縮減し、予算を平準化していくためには、歩道橋の長寿命化を図り、大規模な修繕や更新等をできる限り回避することが重要である。このため、施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」の導入を推進する。

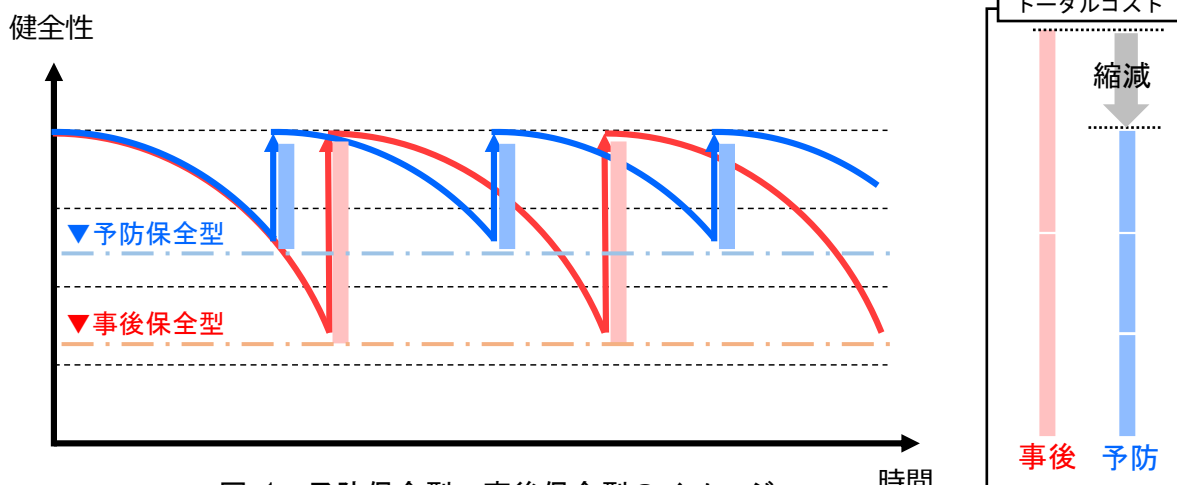


図 1 予防保全型・事後保全型のイメージ

長寿命化修繕計画の対象となる歩道橋の架設後経過年数は、令和4年時点で最大49年で50年以上経過した歩道橋はないが、10年後は50%（1橋）、20年後は100%（2橋）が50年を経過することになる。

## (2) 新技術等の活用方針

---

歩道橋の老朽化が進展するなかで、限られた予算により歩道橋の安全性・信頼性を確保し、維持管理業務の質を維持していくため、修繕等の維持管理に係る新技術等の積極的な活用を図り、メンテナンスの高度化・効率化を推進する。

## (3) 費用の縮減に関する具体的な方針

---

新技術等の活用によるメンテナンスの高度化・効率化を図るなかで、必要性が無くなった場合には、集約・撤去を検討することにより、将来の維持管理、修繕・更新等の費用の縮減やストックの適正化を推進する。

## 5. 優先順位の考え方

---

歩道橋の維持管理に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を図るためには、点検結果に基づき、今後見込まれる修繕・更新等の対策費用を把握した上で、優先順位を付けて計画的に対策を実施していくことが重要である。

本計画においては、歩道橋の健全度、緊急輸送道路、第三者被害の有無、橋長、幅員、道路種別、架設年度の順に優先度を評価し、対策の実施を検討する。なお、緊急度・重要度に応じて、適宜、優先順位の変更を行うものとする。

## 6. 年次計画

---

点検・診断等で把握した健全性の判定区分及び優先順位の考え方を踏まえて、本市における点検・修繕等に関する今後10年間の年次計画を策定した。なお、年次計画については、毎年度の点検・修繕等の実施状況に応じて、随時見直して更新するものとする。

※別途資料参照